

## 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の成立について

本日、議員立法により、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立し、令和3年度からの10年間、過疎対策を総合的かつ計画的に推進するための法制度が整った。衆参両院とも全会一致での可決となり、国会議員をはじめ、関係各位の御尽力に対し、心から敬意と感謝の念を表したい。

特別措置法では、過疎地域への支援措置の充実が図られ、「指定要件」については、財政基盤が脆弱な団体に係る「長期の人口減少率要件の緩和」、みなし過疎を含む「現行過疎地域への配慮」がなされたほか、「卒業団体への手厚い経過措置」など、これまでの地方の提言に応えた内容となっており、高く評価する。

過疎地域は、自然あふれる環境で多くの人材を育成し、都市部へ食料、水、エネルギーを供給するなど、様々な面で我が国を支えており、コロナ禍を機に、密集を避けつつ「豊かな暮らしの中で付加価値を生み出す場」として重要性が高まっている。過疎地域が活気にあふれ、多面的・公益的な機能をしっかりと果たしてこそ、この国は保たれる。我々としては、こうした想いのもと、新たな過疎対策法に基づき、持続的な発展を目指して地域づくりを行っていく。

国におかれては、今後とも、都道府県や市町村が実効性のある過疎対策を推進するため、地方の意見を踏まえた施策の充実・強化がなされることを期待する。

令和3年3月26日

全国知事会 会長

全国知事会 過疎対策特別委員会委員長

徳島県知事 飯泉 嘉門

青森県知事 三村 申吾